

## 方法書の審査書(案)

No.		
事業名		上北小川原風力発電事業
事業者名		株式会社 大林組
事業実施区域		青森県上北郡六ヶ所村
事業 特 性	事業の内容	<p>風力発電所設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電所出力: 24,000kW～36,000kW</li> <li>・風力発電機の台数: 最大12基</li> <li>・ブレード中心高さ: 60～80m</li> <li>・ローター直径: 82～104m</li> </ul>
	工事の内容	<p>工事用資機材の搬出入としては、コンクリート等の一般工事用資材、風車等の長尺物、工事関係者の通勤がある。</p> <p>建設機械の稼働については、工事用・管理用道路等の道路工事、敷地造成、基礎工事、風車組立・据付工事等がある。</p>
地 域 特 性	大気質	<p>二酸化窒素については環境基準を十分、下回る結果。</p> <p>二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質も環境基準を下回っていた。</p>
	騒音・超低周波音	<p>対象事業実施区域の南側約20kmに位置する三沢市の主要地方道沿線で自動車交通騒音が測定されており、環境基準を下回る結果。</p>
	振動	<p>青森県では振動の監視測定は行われていない。</p>
	水質	<p>対象事業実施区域周辺の室ノ久保川、石渡川、市柳沼で各1地点、鷹架沼では3地点で水質測定が行われていた。</p> <p>このうち、鷹架沼においてpHが環境基準が達成されていない。</p>
	地形・地質	<p>重要な地形及び地質として、吹越砂丘、尾駁沼がある。</p>

動物	<p>重要な動物として哺乳類で2種、鳥類で5種、昆虫類で17種抽出、淡水魚類については、抽出されなかった。対象事業実施区域の北東約1kmに鷹架野鳥の里森林公園が位置している。</p>
植物	<p>重要な植物が16種抽出された。 対象事業実施区域の植生は、主にスギ、ヒノキ、サワラ及びアカマツといった植林地やブナ・ミズナラ群落といった樹林地が主に占め、ススキ群団や畑地等が点在している状況。</p>
生態系	<p>調査対象範囲では樹林地の占める割合が最も多く、北側にはため池など、南側には畑地、牧草地等が分布している。 調査対象範囲において鷹架沼の該当するため池などに最も多くの動植物が生息・生育している。</p>
景観	<p>北東約1kmに鷹架野鳥の里森林公園が、北約5kmに大石総合運動公園が位置している。</p>
触れ合いの活動の場	<p>北東約1kmに鷹架野鳥の里森林公園が位置している。</p>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事に伴い発生する残土は盛土材等に使用し、対象事業実施区域内で処理する計画である。</li> <li>・伐採木などの廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などの関係法令に従い適正に処理する。</li> </ul>
<p>その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)</p>	<p>対象事業実施区域より半径2km圏内における特に配慮が必要な施設として、社会福祉施設2施設、医療施設1施設、教育施設6施設ある。 対象事業実施区域から最も近い住居は、約500m離れており、戸鎖地区及び千樽地区に位置する。</p>

環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
	調査・予測・評価の手法	方法書P.123～P.147参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見		住民意見の概要及び事業者見解：資料2-1-3参照 関係都道府県知事意見：資料2-1-4参照
審査結果		環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

環境影響評価の項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	×	×				
			粉じん等	○	○				
			騒音	騒音	○	○			○
			振動	振動	×	×			
	水環境	水質	水の濁り		○	○			
		底質	有害物質		×				
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×		
	その他	風車の影						○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)				○	○	○	
		海域に生息する動物				×	×		
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く)				○	○		
		海域に生育する植物				×	×		
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			×		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○			
		残土				○			

備考  
 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。  
 イ 工事の実施に関する内容  
 (1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。  
 (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。  
 (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。  
 ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容  
 (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変を伴う。  
 (2) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。  
 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な主及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。  
 五 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。  
 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 七 この表において「主要な眺望点」とは不特定かつ多数のものが利用している眺望する場所をいう。  
 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。  
 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの場」とは、不特定かつ多数のものが利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

注)○:対象事業において環境影響評価項目として選定した項目  
 ×:事業特性及び地域特性の結果、環境影響評価項目として非選定とした項目